



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第146号 令和元年12月26日発行

## 目次

は県例規集登載  
【人事委員会規則】

番号	表	題	担当課名
----	---	---	------

		給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	
--	--	------------------------	--

		初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	
--	--	-------------------------------	--

		学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	
--	--	-----------------------------	--

		警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	
--	--	-----------------------------	--

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月二十六日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（規則六 五）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第一号中「百分の百十二・五以上百分の百八十五」を「百分の百十七・五以上百分の百九十五」に、「百分の百三十六・五以上百分の二百二十五」を「百分の百四十一・五以上百分の二百三十五」に改め、同項第二号中「百分の百一以上百分の百十二・五」を「百分の百六以上百分の百二十七以上百分の百四十一・五」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の八十九・五」を「百分の九十四・五」に、「百分の百九・五」を「百分の百十四・五」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の給料等の支給に関する規則の規定は、令和元年十二月一日から適用する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
 令和元年十二月二十六日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（規則六 一四）の一部を次のように改正す  
 る。

別表第七の口研究職給料表昇格時号俸対応表中

38
39
40
41
41
42
42
43

43
44
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
53
54
54
55
55
56
56
57

57
58
58
59
59
60
60
61
61
61
62
62
62
62
63
63
を
37
38
38

39
39
40
40
41
42
43
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
50
51
52

53
54
55
56
57
57
57
58
58
58
59
59
59
59
60
60
60
61
61
62
62

に、

26
26
27
27
27
28
28
28
29
29
30
30
31
31
32

を

25
26
26

26
27
27
27
28
28
28
29
30
31

に改める。

別表第七の八医療職給料表（一）昇格時号俸対応表中

26
27
28
28
28
28
29
29

29
29
30
30
30
30
31
31
31
32

を

25
26
26
27
27
28
28
28

29
29
29
29
30
30
30
30
31
31
31
31
31

に改める。

別表第七の二医療職給料表（二）昇格時号俸対応表中

42
42
43
43
44
44
45
45

45
46
46
46
46
47
47
を
41
42
42
42
42
43
43
43
44
44
44
45
45

に改める。

別表第七のへ高等学校等教育職給料表昇格時号俸対応表中

42
43
44
45
45
46

46
47
47
48

を

41
42
42
43
43
44
44
45
46
47

に改める。

別表第七のト小学校中学校教育職給料表昇格時号俸対応表中

46
46
47
47
48

48
49
49
50
50
51
51
52

を

45
46
46
46
47
47
47
48
48
48

49
50
51

に

62
62
63
63
63
64
64
64
65
65
65
65
65
65
66
66

66
66
66
66
66
67
67
67
67
67
67
67
68
68
68
68
68
68
69

を
61
62
62
62
63
63
63
64
64
64
65
65
65
65
65
66

66
66
66
66
66
66
67
67
67
67
67
67
67
68
68
68
68
68
68
68
に改める

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。
- 3 平成三十一年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事（経過措置）

由によりその受ける号俸に異動のあつた職員のうち、改正後の規則の規定による号俸が改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号俸とするものとする。

4 この規則の施行の日から令和二年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及び降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあつた職員（個別に人事委員会の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月二十六日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給料等の支給に関する規則（規則六（二四）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項第一号中「百分の百十二・五以上百分の百八十五」を「百分の百十七・五以上百分の百九十五」に改め、同項第二号中「百分の百一以上百分の百十二・五」を「百分の百六以上百分の百十七・五」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の八十九・五」を「百分の九十四・五」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の学校職員の給料等の支給に関する規則の規定は、令和元年十二月一日から適用する。

警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月二十六日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給料等の支給に関する規則（規則六 四）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第一号中「百分の百十二・五以上百分の百八十五」を「百分の百十七・五以上百分の百九十五」に、「百分の百三十六・五以上百分の二百二十五」を「百分の百四十一・五以上百分の二百三十五」に改め、同項第二号中「百分の百一以上百分の百十二・五」を「百分の百六以上百分の百十七・五」に、「百分の百二十二以上百分の百三十六・五」を「百分の百二十七以上百分の百四十一・五」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の八十九・五」を「百分の九十四・五」に、「百分の百九・五」を「百分の百十四・五」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の警察職員の給料等の支給に関する規則の規定は、令和元年十二月一日から適用する。